

第 4 回認定の公平性に関する評価委員会議事要旨

開催日時：令和 3 年 11 月 1 日(月) 14:00~16:00

場 所：Microsoft Teams 会議

議 題：

1. 前回議事要旨の報告 [資料 2]
2. IAJapan認定活動方針及び認定活動目標 [資料 3]
3. 公平性に対するリスクへの取組結果 [資料 4]
4. 令和 2 年度業務実績 [資料 5]
5. IAJapanの新規業務（ニュースリリース等） [資料 6]
6. 新型コロナウイルス感染症拡大への対応 [資料 7]
7. 不適合、苦情及び異議申立てへの対応 [資料 8]
8. 適合性評価制度の動向調査・研究会の検討状況について [資料 9]
9. その他

配付資料：

資料 1	認定の公平性に関する評価委員会委員名簿	(公開)
資料 2	第 3 回認定公平性に関する評価委員会議事要旨	(公開)
資料 3	IAJapan認定活動方針及び認定活動目標	(公開)
資料 4	公平性に対するリスクへの取組結果について	(関係者限り)
資料 5	令和 2 年度業務実績のポイント	(関係者限り)
資料 6	ニュースリリース及び外部発信情報一覧	(公開)
資料 7	新型コロナウイルス感染症拡大への対応	(公開)
資料 8	不適合・苦情・異議申立てへの対応	(関係者限り)
資料 9	適合性評価制度の動向調査・研究会の検討状況について	(公開)

議事内容：

はじめに

事務局から代理出席委員等の紹介があった。また、今回一名の委員が辞退されたが、委員会の利害関係者のバランスについて問題ない旨説明があった。

続いて、委員会開催にあたり認定センター所長及び武田委員長から挨拶があった。

議題 1. 前回議事要旨の報告 [資料 2]

事務局から前回議事要旨の報告が行われた。

委員から特段の意見はなかった。

議題 2. IAJapan 認定活動方針及び認定活動目標 [資料 3]

事務局から IAJapan 認定活動方針及び認定活動目標の説明が行われた。

委員から特段の意見はなかった。

議題 3. 公平性に対するリスクへの取組結果 [資料 4]

事務局から公平性に対するリスクへの取組みと結果について報告が行われた。

(以下、主な質疑・コメント)

- 「公平性のリスクに関する規程」(*)の様式 1 (職員の公平性のリスクに関する情報) について、収集した職員の個人情報はどうのように管理し、審査チームの編成などに活用しているのか。また、この表におけるコンサルティングはどのような範囲で規定されているのか。

事務局：職員の個人情報については特定の者しかアクセスできないフォルダで管理して活用している。今のところ公平性のリスクが影響したような案件は発生していない。コンサルティングの定義については明確に定めていない。

- コンサルティングについては ISO/IEC 17011 上の運用とのバランスになるだろう。特に外部の審査員はコンサルティングを行っているケースもあるので、その場合は審査対象事業者のスコープとの関係に注意しなければならない。
- 今回特定されたリスク (審査チームメンバーへの異議) について「近隣にあり」とあるが、これは場所的な意味なのか、どのようなリスクとなるのか。

事務局：該当する審査員の所属先が審査対象事業者の近くにあった。(追記：リスクとしては、業務エリアや業務内容が被っている組織の審査員では、公平な審査にならないのではないかと事業者が懸念を示した。)

- リスクへの取組みとして、状況に変更があった(例：親族の所属先が認定対象事業者になった等) 職員を対象に様式 1 の情報を収集しているとのことだが、職員全員から情報を収集し、その中から状況に変更があった者を抽出するという順序が正しいのではないか。

事務局：既に職員全員分の情報は管理しており、今回の取組は、実施期間内で異動してきた者や状況に変更があった者に様式 1 を提出してもらっている。

- いつ時点の情報なのかわかるように、様式 1 の中に日付を記載すべきではないか。

事務局：資料には日付がないが、電子ファイルで管理をしており、ファイル名には日付を入れている。(追記：会議資料の様式には日付欄がなかったが、実際の様式には、右上に日付を記載している。)

- JCSS では技術的な要素が強く外部要員に頼ることが多いと思うので、今回のように審査チームメンバーへの異議が寄せられるケースは常に起こりうる。その都度審査チームを再編成する以外に何か対応策は考えているのか。

事務局：異議を 100%受け入れてしまうと外部審査員等の確保が難しくなってしまうので、

IAJapanとして利害抵触が認められないと判断した場合には、毅然とした態度で審査員の変更をお断りしている。今回のケースでは、相手側の主張を勘案した上で審査員の交代という対応を取った。様々なケースが考えられるが、今後は内部的にも目安となる判断基準などを検討していきたい。

- 外部の技術専門家を起用する場合の公平性確保は我々認証機関にとっても難しい問題である。我々はあくまでも技術専門家として捉え、認証（認定機関でいえば認定）の決定プロセスには関与させないということを審査対象事業者に事前に了解してもらうことで対応している。

事務局：皆様のご意見を参考にして、外部の方を起用する際のリスクへの対応方法を内部で検討させていただく。

(*)公平性のリスクに関する規程

議題 4. 令和 2 年度業務実績 [資料 5]

議題 5. IAJapan の新規業務（ニュースリリース等） [資料 6]

事務局から令和 2 年度の業務実績及び前回委員会以降のニュースリリース等の報告が行われた。

（以下、主な質疑・コメント）

- 指標 1（標章付き証明書の発行件数増）について、コロナ禍で認証件数が減少しているという話も聞くが、実際にはそうではないのか、あるいは標章付き証明書の割合が増えているのか、そのあたりはどのように解釈しているか。また、指標 2（新規分野の認定制度創設）について、認定のニーズをどのように把握しているのか。

事務局：まず一点目であるが、業種によって状況が異なっているが、全体で見ると証明書の発行数が減少していることはないようである。より信頼性のある標章付き証明書の発行数が徐々に増えているという認識である。二点目の認定ニーズの発掘については苦勞しているところ。アンケート調査や海外の事例などを踏まえ、脈がありそうなところへ積極的にアプローチしており、内部でもタスクフォースを設けて戦略を練っている。また、話を聞く中でどうやって認定を取ればよいのか等、仕組み自体を知りたいという声もある。コンサルタントはできないが、可能な範囲で相談に応じている。

- エシカル認証の認定については興味深い。これまで NITE が対象としていたのは産業・工業分野で、そのニーズは安全性など非常に客観的なものであり、トップダウン的に調達などで使用されてきた。一方、エシカル認証はプロセスを主観的、道徳的、宗教的あるいは政治的な側面で判断するボトムアップ的な分野であり、その認定の判断を扱うこと自体がリスクとなり得るのではないか。

事務局：世の中のニーズはモノやハードからサービス、プロセス、ソフトへと多様化しており、我々としてもそれに応えていく必要がある。ただし、ご指摘のとおり潜在するリスクも拡大

するので十分留意したい。

- エシカルとはいえ当然定められた基準をベースに認証・認定がされているということでしょうか。

事務局：そのとおりである。定められた規格への適合性を確認している。

- TE 認証や EHEDG 認証の認定など、社会的関心が強い認定プログラムを立ち上げたことは評価できる。同時に既存認定業務・ニーズが薄れつつある認定プログラムの改廃や認定制度の維持に必要なリソースをどう確保するか、いわゆるエコシステムについて、ぜひ日本版品質チェーンに反映していただきたい。

事務局：未来を俯瞰しつつ、現状のリソースや時間の制約とのバランスを取りながら取り組んでいきたいと考えている。

- 繊維製品のエシカル面については消費者の関心も高まっており、持続可能性にも通じるホットな分野である。より消費者の目に触れるように情報提供していただけるとありがたい。

事務局：消費者のニーズが企業・産業界のシーズになり、それがゆくゆくは認定のニーズにつながるので、消費者の目線でも普及啓発に努めていきたい。

議題 6. 新型コロナウイルス感染症拡大への対応 [資料 7]

事務局から IAJapan の新型コロナウイルス感染症拡大への対応について説明が行われた。

(以下、主な質疑・コメント)

- これだけペーパーレス化が進んだということは相当合理化できる部分があったということか。

事務局：現状テレワーク率が 7~8 割となっており職員の紙の使用量が減ったと同時に、これまで審査員に紙で配付していた審査書類がすべて電子化された影響が大きい。

- 認定証もペーパーレス化ということだが、やはり押印された紙の認定証が欲しいという事業者もいるか。

事務局：額に入れて応接室に飾りたいなど、一定程度は要望がある。我々にとっても PR につながるので、そういった要望については適宜対応している。

- 認定証の電子発行について、原本性はどのように担保しているのか。また、他の認定機関の審査において膨大な必要書類を印刷しておくよう指示があったが、IAJapan ではそのようなことはあるか。

事務局：一点目については、IAJapan の Web ページで公表している電子情報のみが原本という考え方である。事業者が印刷することも可能だが、それはあくまでもコピーされたデータであり、必ず IAJapan の Web ページを参照するように誘導している。二点目について、現状 IAJapan では審査員にはすべて電子化した情報を提供している。審査員が事業者に対して印刷を要求しているケースがあるかは把握している限りなく、満足度アンケート等でもそのような情報は寄せられていない。

- 審査員としては紙の方が楽ということもあるが、今後 DX 化が進んで電子データでいかに

効率よく審査できるかも課題である。

議題 7. 不適合、苦情及び異議申立てへの対応 [資料 8]

事務局から前回委員会以降の主要な不適合、苦情の状況について報告が行われた。

(以下、主なコメント)

- 細かいミスを完全に無くすことは難しいが、ミスが起きた際にいかに迅速に対処できるかが重要である。
- リモートワークなど、これまで経験したことのない新たな環境だったと思うが、全体として大きな問題はなく、適切に対応できていたという印象である。

議題 8. 適合性評価制度の動向調査・研究会の検討状況について [資料 9]

事務局から適合性評価制度の動向調査・研究会設置について説明が行われた。

(以下、主なコメント)

- 品質チェーンという捉え方は面白い。日本の場合、B to C では認証やマーク制度が広がっているが、B to B においては企業間の取引の中で処理されてしまって認証というメカニズムがそれほど利用されていない。もちろん Calibration は B to B でも重要視されてきたが、Testing の分野も今後広がっていくと良い。

議題 9. その他

事務局から次回（第 5 回）委員会の開催は 2022 年 10 月頃を検討している旨の連絡があった。

以上